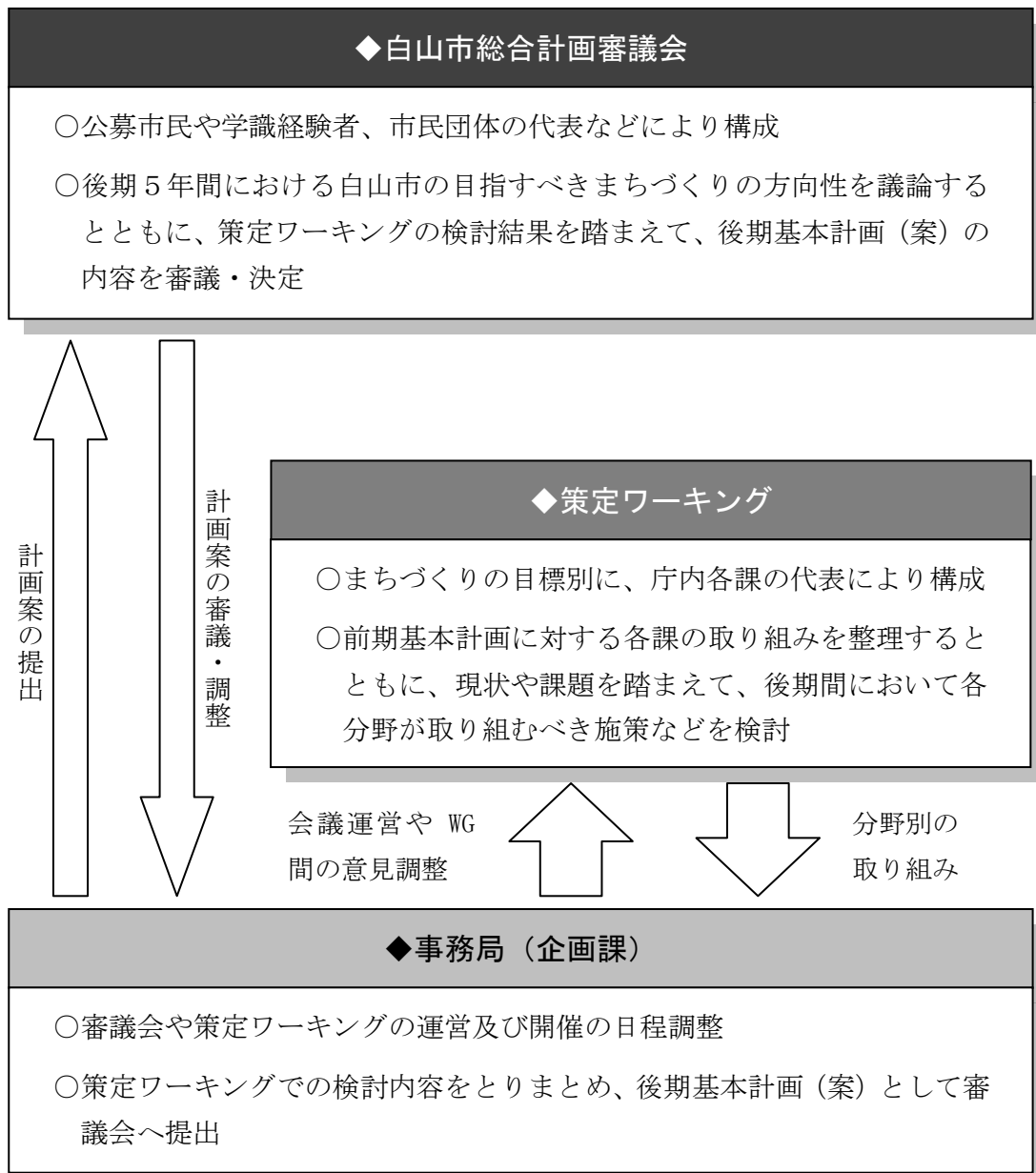


資料編

● 策定体制

白山市総合計画・後期基本計画は、公募市民や学識者で構成する審議会と庁内各課の代表で構成する策定ワーキングの2部構成により、検討・策定を進めてまいりました。

■ 後期基本計画の策定体制 ■



● 審議委員名簿

委員名	選出団体等	役職・職業等
高田 久夫 【会長】	町内会	市町会連合会会長
福田 裕 【副会長】	商工会議所・ 商工会	千代野建設（株）代表取締役会長 白山商工会議所副会頭
藤田 政樹	市議会	市議会議長
小島 文治	市議会	市議会総務企画常任委員長
木村 定雄	学識経験者	金沢工業大学 環境・建築学部教授 市都市計画審議会委員
村下 眞次	学識経験者	市代表監査委員 (前) 市議会議員、(元) 尾口村助役
山本 ゑみ	女性協議会	市女性協議会理事 鶴来地区女性協議会会長
吉田 淳美	女性協議会	市女性協議会事務局 湊コミュニティ会長
佐野 賢二	公募委員	行政書士、金沢家庭裁判所家事調停委員 市行財政改革戦略会議委員
高島 陽子	公募委員	主婦

● 策定経過

平成 23 年	8. 22	第 1 回審議会	白山市総合計画について／策定スケジュール／市民満足度調査の結果／見直し調査シートについて
	10. 17	第 2 回審議会	前期基本計画における施策項目の見直し／新規追加の施策項目
	11. 14	第 3 回審議会	後期基本計画（素案）について
	12. 2	市内視察	白山市内で事業実施中の現場視察
平成 24 年	1. 12	第 4 回審議会	後期基本計画（原案）について
	1. 26～ 2. 8	パブリック コメント	後期基本計画（案）についてパブリックコメントを実施
	2. 22	第 5 回審議会	後期基本計画（案）について

企 第 39 号
平成23年8月22日

白 山 市 総 合 計 画 審 議 会
会 長 高 田 久 夫 様

白山市長 作 野 広 昭

白山市総合計画後期基本計画について（諮問）

白山市総合計画基本計画の見直しにあたり、白山市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成24年2月28日

白山市長 作野 広昭 様

白山市総合計画審議会
会長 高田 久夫

白山市総合計画後期基本計画について（答申）

平成23年8月22日付け企第39号により諮問のありました白山市総合計画基本計画の見直しについては、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、次の意見を付して答申します。

記

- 1 白山市の将来都市像として定めた『豊かな自然と共生する自立と循環の^{まち}都市』を目指し、防災をはじめ医療や福祉、子育てなどの総合的な安全・安心の充実に努めていただきたい。
- 2 白山手取川ジオパークの推進をはじめ、白山市特有の地域資源を活用した地域活性化に努めていただきたい。
- 3 各種の計画を効率的に実施するため、現状の行政組織や行財政の改革に努めていただきたい。

● 用語解説

英 数

【AED】

Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）の略語。音声案内に従って除細動（疾病者の心臓に電気ショックを与えること）を行う装置。

【C. C. Z. 整備計画】

Coastal Community Zone（海辺のふれあいゾーン）の略語。海岸事業や公園事業などを総合的に実施することにより、人々が海と親しみ、集い憩える海浜地域の作り出す計画。

【DMAT】

Disaster Medical Assistance Team の略語。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

【ICT】

Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関連する技術一般の総称。

【NPO】

Non Profit Organization（民間非営利組織）の略語。株式会社や有効会社と違い、営利を目的としない団体。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO 法人（特定非営利活動法人）」と呼ばれる。

【PET 検診】

Positron Emission Tomography（陽電子放射断層撮影装置検査）の略語。陽電子を放出する薬剤を投与し病巣を探したり、身体の機能を調べる検査方法。

【PFI】

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が実施されており、有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設等の整備等、再開発などの分野で成果を収めている。

ア 行

【アクセシブルデザイン】

何らかの機能に制限がある人に焦点を合わせ、これまでのデザインをそのような人々のニーズに合わせて拡張することによって、製品や建物やサービスをそのまま利用できる潜在顧客数を最大限まで増やそうとするデザイン。

【暁烏敏賞】

暁烏敏の優れた功績を讃え末永く顕彰するとともに、伝統文化の継承発展と 21 世紀を担う青少年の健全育成を図り、有為な人材の輩出を願って「暁烏敏賞」を設け、国内外より懸賞論文を募集。

【異業種交流】

新たな製品開発や事業展開を生み出すために、事業分野を異にする企業や人が交流し、情報交換や共同研究をすること。

【石川版環境 ISO】

自主的に環境保全に取り組むための指針を作成し、積極的に環境保全活動を推進している学校や家庭、地域、事業所などを登録・認定する制度。全ての石川県民が環境マネジメントシステムに取り組めるようにするためのもの。

【一部事務組合】

市町村などの事務の一部を共同で処理するために設立された組合。一市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である、等の理由で設立される。

【一級河川】

国土保全上または国民経済上特に重要な水系(政令で指定)にかかわる河川の中から、建設大臣が指定している河川。二級河川は都道府県知事管理、準用河川は市区町村長管理。

【インターンシップ】

学生が在学中に企業等で就業体験する制度。

【エコ・ミュージアム】

地域全体を一つの博物館に見立て、そのなかの自然及び文化遺産などをそのまま保存・展示し、生き物や自然の植生などとふれあい、地域の自然や文化を学ぶことができる体験施設や地域活性化の場として活用しようという概念。

【エコビジネス】

環境保全に役立つ商品やサービスの提供、社会経済システムを環境保全型に変えるために必要な技術の開発提供などを行うビジネス。

【エコロジー】

本来の意味は生態学。自然環境を保護し、人間の生活との共存を目指すという考え方。

カ 行**【学校図書館司書】**

小学校・中学・高校の図書館で、図書の収集・整理・保存・閲覧などの専門的事務を行う職。

【学校評価システム】

学校運営に関する成果・課題などを検討し、改善する取り組みをシステム化することで、学校の機能を活性化して一層の改善を図るもの。

【学校評議員制度】

地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を実施するため、校長が保護者や地域の人たちの意見を幅広く聞く為の制度。

【緩傾斜堤】

河川の堤防の形態のひとつ。河川の流水側の堤防の側面をゆるやかな傾斜にし、大地震に対する安全性の向上や水害の防止を図るとともに、住民が身近なところで水に親しめるよう水辺環境の再生を図るようにしたもの。

【環白山地域】

白山を中心とした、石川県、岐阜県、福井県及び富山県にまたがる地域。

【救命救急士】

救急救命士法に基づき、病院などに救急患者が搬送される間、医師の指示のもとに救急救命処置を行う者のこと。国家資格が必要。

【教育カウンセラー】

児童、生徒、教員からの教育に関する相談を受け、専門的な知識などに基づく助言を行い、問題の解決、軽減にあたる人。

【橋上駅】

ホームと線路の上をまたぐ形で橋を架け、そこに駅舎(きっぷうりばや改札口などの施設)を設けたもの。

【グリーン・ツーリズム】

農村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして、農作業体験やその地域の歴史、自然に親しむ余暇活動。

【グローバル化】

世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大すること。

【ケアマネジメント】

生活が困難で援助を必要とする利用者に対し、一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源（保険・医療・福祉サービス）を最大限に組み合わせて活用・調整すること。

【景観まちづくり協定】

景観まちづくりに取り組む市民・事業者による景観まちづくり計画について、景観まちづくりに必要な事項を定め、市と締結する協定。

【建築協定】

建築基準法に基づく条例により、一定の区域内において住環境の維持、改善を目的に建築物の敷地、構造、用途、デザインなどの基準について定めた協定。

【コーディネーター】

物事の調整・まとめ役。

【コイヘルペスウイルス】

コイ特有の病気であり、発病すると行動が緩慢になったり、餌を食べなくなる。目立った外部症状はないが、退色、ただれなどが見られることもある。死亡率が高い病気であるが、人間には感染しない。

【交通弱者】

自動車中心社会で、移動を制約される人。高齢者・子ども・障害のある人など。

【公害防止協定】

公害防止のひとつの手段として、地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定。

【高齢社会】

全人口における 65 歳以上の高齢者の比率が 14%を超えている社会。

【国際理解教育】

すべての国または人種的もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を促進し、平和を維持することを理念とした教育。

【コミュニティ施設】

地域住民の日常的な交流・集会・文化活動などを行うための公共施設の総称。

【コミュニティバス】

採算が見込めず、バス事業者による運行が難しい地域において、地域住民の利便性確保のため市が主体となって運行するバス事業。

【コミュニティビジネス】

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業。

サ 行**【ジェネリック医薬品】**

先発品（新薬）と効き目（効果）が同じで、新薬の承認発売後、再審査期間や特許の有効期間が過ぎてから製造販売される医薬品。

【ジオツーリズム】

ジオパークにおいて、訪れた人々が知的感動、楽しみ等を味わい、将来に向けての環境保全の大切さを胸に刻むことが出来るツアー。

【ジオパーク】

科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園。その地質遺産を保全し、地球科学の普及に利用し、さらに地質遺産を観光の対象とするジオツーリズムを通じて地域社会の活性化を目指す。

【自主防災組織】

自主的な防災活動を実施することを目的とし、学区、町内会など近隣地域住民を単位として組織されており、大地震などの同時多発的な広域災害に備えた組織。

【指定管理者制度】

多様化する住民ニーズに応え、より効果的・効率的に、公の施設の管理運営を行うために民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的とするもの。公の施設の管理運営主体を民間事業者も含め広く門戸を広げる制度。

【視点場】

視点の存在する場のこと。つまり、景観などを眺望する際に立っている位置、眺望することの出来る場所をいう。

【市民工房うるわし】

市民の皆さんが豊かな個性と感性を活かしながら、芸術鑑賞や創作活動を気軽に楽しめる施設であり、JR松任駅前にある。

【食育】

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習などの取組み。

【食農】

食料を生産する農業の役割や重要性を、理解・体験することに主眼を置きながら、食生活との関連を図ること。

【親水空間】

治水機能だけではなく、水辺で遊んだり、河川沿いを散策したりする、水に親しむ機能を持った空間。

【森林】

木竹が集団して生育している土地とその上に生立している木竹をいい、国有林野の崩壊地・林道敷などや耕作によるリンゴ畑・ミカン畑などは含まない。

【スローライフ】

ゆっくり精神的に豊かに生きようという生活様式。

【世界遺産】

世界遺産条約に基づいて、世界遺産リストに登録された、世界的に「顕著な普遍的価値」をもつ記念物、遺跡、自然の地域など、国家や民族を越えて未来世代に引き継いで行くべき人類共通のかけがえのない遺産。

【世界ジオパーク】

地球活動の遺産を主な見所とする、世界ジオパークネットワークに認定された自然の中の公園。地域の地史や地質資産を多数含んでいるだけでなく、考古学的・生態学的もしくは文化的な価値のある地域が認定される。

【専門ボランティア】

手話通訳、音訳、点訳などの一定の資格や技術をもつボランティア。

【総合型地域スポーツクラブ】

地域住民が主体的に運営し、複数のスポーツ種目についての地域のだれもが、年齢、興味、技術などのレベルに応じて参加できるスポーツクラブ。

タ 行**【多自然型河川護岸】**

単なる自然保護だけでなく、自然を積極的に再生しながら水辺の環境づくりを進めるという考え方を基調として、自然材料を使った護岸。

【多重債務】

何社もの貸金業者からお金を借りている状態。

【多文化共生社会】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生活し、形成される社会。

【多目的離岸堤】

景観面や海浜利用に配慮し、レクリエーション機能を有する大型離岸堤。

【男女共同参画】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

【地域高規格道路】

一般道路、主要地方道などの中から指定された広域幹線道路で、高速道路とほぼ同等のサービスが受けられる道路。

【地域包括支援センター】

介護保険法に基づき、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした施設。

【地球温暖化対策地域推進計画】

地球温暖化対策条例や地球温暖化対策推進法に基づき、市域から排出される温室効果ガスの排出削減に向け、市民・事業者・行政等のあらゆる主体が率先し、協働した取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことにより低炭素社会の形成を目指すことを目的とする。

【地区計画制度】

一定区域における公共施設の配置や規模、建築物の用途や形態などに関する事項を定め、開発行為や建築行為を適正に誘導、規制する制度。

【地産地消】

「地元生産－地元消費」を略した言葉。地元で生産されたものを地元で消費すること。

【特定健康診査】

糖尿病など生活習慣病に関する健康診査。

【特定保健指導】

特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある人に対して、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する人が行なう保健指導。

【特別養護老人ホーム】

65歳以上の人で、身体上または精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とする人（寝たきり老人など）のうち、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させる施設。

【都市公園】

都市におけるオープンスペースの一つで、住民の屋外における休息、観賞、遊戯、運動、教養、その他レクリエーションの用に供するとともに、都市環境の整備及び改善、災害時の避難などに資する公園。

【土地区画整理事業】

道路や宅地が不足していたり、宅地の形状が不整形で土地利用上好ましくない場所を、道路、公園、河川などの公共施設の整備と同時に個々の宅地まで含めて整備する総合的なまちづくりの方法。

ナ 行

【認定農業者】

市が策定した農業経営基盤強化促進基本構想に示した農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき農業経営の改善を計画的に進めようと「農業経営改善計画」を作成し、市が地域における将来にわたる農業経営の担い手として認定した農業者。

【ノーマライゼーション】

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中でほかの人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

【農村公園】

農村集落の居住者に対して、日常的な健康の増進と憩いの場を提供する事を目的とする公園。

ハ 行

【パーク&レール】

自宅から駅近辺の駐車場まで自動車移動し、駅から都心部などへ電車で移動するシステム。

【パートナーシップ】

行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うこと。

【白山ろくテーマパーク】

白山ろくの豊かな自然資源や歴史・文化資源などの恵まれた地域資源を保全し、さらに、それらと調和した地域の活性化を図るため、金沢小松都市圏と白山の自然をつなぐ地域一帯の公園施設。

【ハザードマップ】

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。防災マップ、災害予測図、危険区域予測図と呼ばれることもある。

【バリアフリー】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。

【ヒートアイランド現象】

アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、車の排気熱などによって、都心における気温が郊外に比べ高くなり、等温線を引くと、都心部を中心とした島のような現象。

【病児保育センター】

仕事の関係上、突発的な病気にかかった子どもの面倒をみる事ができないときに、親に代わって育児、看護を行なってくれる育児支援施設。

【ファミリーサポートセンター】

育児・介護について、援助を受けたい人（依頼人）と行いたい人（支援人）が会員となり、相互に助け合う制度。

【俯瞰景観】

空間外の高所から、広い範囲を一望できる眺めのこと。特徴として、土地利用と川との機能的、空間的關係や、自分が街のどこにいるのかといった感覚を補助する役割を持っている。

【福祉タクシー】

高齢者や身体に障害のある人などの移動制約者の病院・施設などへの通院などのニーズに対応したサービスとして、車いす利用者や寝たきりの人の輸送を目的に車いす・寝台（ストレッチャ）のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー車両による輸送サービス。

【福祉避難所】

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人々の為に設けられた、特別な配慮がなされた避難所。

【ふれあいサロン】

地域の中での仲間づくりや異世代交流を行う、地域で運営するコミュニティ形成の場。

【ベンチャービジネス】

高度な知識や新技術を軸に、革新的、創造的な経営を展開している知識集約型の小企業。

【放課後児童クラブ】

保護者が共働きなどで留守となる家庭の小学校低学年の児童を放課後や夏休みなどの間、預かり保育をする施設。

【防災士】

社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のため、活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するものとして、NPO 法人日本防災士機構が設定した人を指す。

【ボランティアコーディネーター】

ボランティア活動を支援するため、登録、斡旋、養成などを行う専門職。

マ 行**【マルチ商法】**

商品を販売しながら会員を勧誘するとリベート(売上や、販売量に応じて一部返還される金銭のこと)が得られるとして、消費者を販売員にし、会員を増やしながらか商品を販売していく商法。

【モータリゼーション】

日常生活における自動車利用の一般化。自動車使用の普及。

【モバイル広報サービス】

携帯電話を通じて住民に生活に密着した自治体情報を提供するサービス。

ヤ 行**【ユニバーサルデザイン】**

人種、性別、年齢、身体的特徴などに関わらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインするという考え方。

ラ 行**【ライフステージ】**

年齢にともなって変化する生活段階のこと。年代別の生活状況。

【ライフライン】

電気、水道、ガス、電話など線や管で結ばれた生活に不可欠なシステム。

【レファレンス機能】

文献調査や資料を探す利用者の手助けをしたり、ある事柄や人物調査のための情報や資料を提供するサービス。

【緑地（緑化）協定】

地域住民が地域の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について自ら設けることのできる制度。

【レセプト】

病院が健康保険組合などに対して医療保険料請求のために発行する診療報酬明細書。